



高木 広和 議員

農産物等輸出拡大施設整備事業(いちご農園施設建設)補助金未返還事案について

問 いちご農園予定地はどのような経過になるのか、今後の見通しは

答 今後の見通しについては、当事者同士の意思決定事項ですので、市としてお答えをする立場にはありません

問 県は市に対して概算払いをするつもりはあったのか。

答 総務部長

事故繰越も認められませんでしたが、概算払いについても認められないという結果であります。

問 国の補助金交付決定が取り消された後に実施した工事関係費用に、高島市が概算払いした市費が使われることは絶対にあつてはならないが、市はそのことをチェックされているのか。

答 総務部長

賃貸借契約については民民の契約であり、今後の見通しについては、当事者同士の意思決定事項ですので、市としてお答えをする立場にはありません。

高島市は令和4年6月に3億7375万円を市費で概算払いされていたことが、令和5年5月に明らかになった。

問 国への概算払いの請求についてはどのように考えていたのか。

答 総務部長

概算払いの請求は、あくまでも現場における出来高のみが対象という指示でありました。その後令和5年3月3日に県から今年度中の概算払いはできないとの通知があり、

さらに事故繰越についても承認を得られず、結果的に令和5年4月17日付けで県から交付決定の取り消し通知が出されたところでした。

問 滋賀県がこの補助金に対しての概算払いを認めるときは、事業の進捗払いが原則ということを高島市は理解をされていたか。

答 総務部長

概算払いの件については、現在係争中ですので、ご理解をいただきたいと思います。

答 総務部長

訴訟提起決定後は相手方との直接の連絡は行っておりませんし、現在も訴訟係争中ですので、その旨ご理解をお願いします。

問 基礎工事や地盤改良もされている農地もあり、元の農地に戻すことも大変困難であると考えられる。

いちご農園予定地はどのような経過になるのかと、今後の見通しなど伺う。